

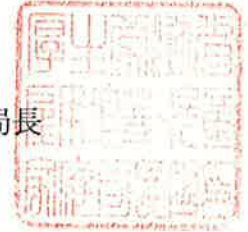


厚生労働省雇児発 0331020 号

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

(社)日本産婦人科医会 会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



平成 2 1 年度「児童福祉週間」の実施について（協力依頼）

標記について、別添「平成 2 1 年度『児童福祉週間』実施要領」に基づき、児童福祉の理念の普及・啓発を図るため、全国的な運動を展開することとしております。

平成 2 1 年度は、児童福祉週間標語「ありがとう つたわるころが うれしいよ」を象徴に、各種の啓発事業及び行事を展開することにより児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図ることとしています。

つきましては、貴社・団体におかれましても、「児童福祉週間」の趣旨をご理解いただき、特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。



(照会先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

育成環境課育成環境係

TEL : 03-5253-1111 内 7910

平成21年度「児童福祉週間」実施要領

1 名称

平成21年度「児童福祉週間」

2 趣旨

子どもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって、未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていけるような環境・社会を作っていくことが重要である。

このため、政府では、「子ども・子育て応援プラン」や「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」に基づき、すべての子どもと子育てを大切にする取組を進めている。

また、こうした社会づくりを大人任せにするのではなく、どのような社会が理想なのか、子どもたちの一人ひとりがそれぞれの意志で新しい未来を築いていこうとする取組を進めていくこと、そして、それを応援する環境を整備していくことも、求められている。

こうした中、昭和22年から、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っているところであるが、平成21年度においても引き続き、各種事業及び行事を展開することにより児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るものとする。

3 標語

「ありがとう つたわるところが うれしいよ」

平成21年度「児童福祉週間」の標語として、全国公募により選定された
玉田 雄以（たまだ ゆい）さん（神奈川県 34歳）の作品

4 期間

平成21年5月5日（火）から5月11日（月）までの1週間。

ただし、地域の実情による期間の延長等（5月末日までに限る）は差し支えない。

5 主唱

厚生労働省、（社福）全国社会福祉協議会、（財）こども未来財団

6 協力

(1) 関係省庁等

内閣府、警察庁、総務省、法務省、最高検察庁、外務省、財務省、
文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、
最高裁判所、国立国会図書館国際子ども図書館

(2) 地方公共団体

(3) 関係団体等（別紙）

7 運動項目

次の内容を中心に、運動を展開する。

(1) 児童福祉の理念の普及

少子化の進行や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、不登校、少年非行の問題が深刻化するなど、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している。こうした状況を踏まえ、次世代を担う子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが、極めて重要な国民的課題であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努める。このため、行政のみならず、企業や地域社会と連携し、仕事と生活の調和の実現も含め、社会全体による子育て家庭の支援について、新聞・マスコミ・民間団体、企業等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進する。

(2) 家庭における親子のふれあい促進

子ども自身の不安や悩み、子どもの夢、将来の希望等について、家族で話し合う等親子がふれあう機会を設けるよう啓発するとともに、これらの機会及び情報の提供に努める。

また、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発する。

(3) 地域における児童健全育成活動の促進

児童館などを利用して子どもに遊びを提供し、子どもが異年齢集団の中で遊んだり、自然の体験学習や社会参加活動を通じて子どもの心の成長や適応力のはぐくみに努めるとともに、これらを支援するボランティアや地域組織の活動を促進する。

また、子どもの健全育成を図るため、「放課後子どもプラン」や「地域子育て支援拠点事業」などの取組を推進する。

さらに、青少年の非行・いじめ・自殺の問題や、ひきこもりなどが深刻化していることから、地域での中・高校生の居場所づくりを促進する。

(4) 児童虐待への適切な対応

国・地方自治体・地域の関係機関・住民が力を合わせて、虐待のない社会を目指していく。

また、国民一人ひとりが児童虐待について理解を深めるよう、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図る。

(5) 母と子の健康づくりの推進

母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの出発点であるとの認識に立って、妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診率の向上や母子保健に関する地域活動の推進に努めるほか、市町村保健センター、母子保健センター等において妊産婦及び乳幼児に関する相談の場を設けるよう努める。

(6) 多様化する保育需要への対応

女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴う保育需要の増大・多様化に対応し、保育所における延長保育や一時預かり事業の充実に努めるとともに、子育ての不安や悩みなどの増加に対し、相談・支援等の活動を通じて地域における子育て支援拠点として保育所等の役割について広報・普及に努める。

(7) 障害のある子ども等に対する理解の促進

心身に障害のある子どもや発達障害児に対する地域住民一人ひとりの理解を促進するとともに、障害のある子ども等があらゆる活動に参加できるように努める。また、障害のある子どももいない子どももお互いにふれあえる機会を促進する。

(8) 児童の権利に関する条約の普及啓発

平成6年に批准した「児童の権利に関する条約」の普及に努めるとともに、開発途上国の子どもの健康や栄養増進のための国際協力活動への理解を促進する。

8 中央における取組の事例

(1) 厚生労働省における取組

- ① 子どもたちによる「こいのぼり」の掲揚式と、「児童福祉週間」標語募集での最優秀作品受賞者の表彰式

期 日：平成21年4月27日（月）

場 所：厚生労働省正面玄関広場（雨天時、厚生労働省低層棟2階講堂）

内 容：ア 保育所児童と来賓者（大相撲力士等）による「こいのぼり」の掲揚
イ 平成21年度「児童福祉週間」標語の受賞者の表彰式

②月刊「厚生労働」4月号における特集記事の掲載

標 題：「平成21年度児童福祉週間の行事について」

内 容：週間中のおもな行事や取組を紹介

(2) 関係省庁における取組

①各中央省庁における「こいのぼり」掲揚

4月20日（月）～5月11日（月）までの期間において、内閣官房、人事院、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、最高裁判所の各庁舎において「こいのぼり（日本鯉のぼり協会より寄贈）」を掲揚する。

②国営公園等への無料入園等の実施

こどもの日における「国営みちのく杜の湖畔公園（宮城県柴田郡川崎町）」、「国営明石海峡公園（兵庫県淡路市）」、「国営讃岐まんのう公園（香川県仲多度郡まんのう町）」、「国営海の中道海浜公園（福岡市）」、「国営吉野ヶ里歴史公園（佐賀県神埼郡吉野ヶ里町）」、「新宿御苑（東京都新宿区）」への無料入園（中学生以下）

(3) 関係団体による取組

①平成21年度「児童福祉文化賞」

ア 表彰式

期 日：平成21年5月8日（金）

場 所：厚生労働省内会議室

主 催：（財）児童健全育成推進財団、（財）こども未来財団

内 容：平成20年度において社会保障審議会から推薦された児童福祉文化財のうち、特に優れた作品等に対して児童福祉文化賞を授与

イ 発表会

期 日：平成21年度5月9日（土）

場 所：東京都児童会館ホール（渋谷）

主 催：（財）児童健全育成推進財団、（財）こども未来財団

内 容：児童福祉文化賞推薦作品の発表

②児童福祉施設関係者による「こいのぼり」の掲揚式

期 日：平成21年4月27日（月）

場 所：新霞が関ビル正面玄関前

主 催：（社福）全国社会福祉協議会

内 容：ア 「児童福祉週間」標語の発表

イ 「こいのぼり」の掲揚

③「児童健全育成フェスタ2009」

期 日：平成21年5月6日（水）

場 所：上野恩賜公園内噴水池広場前特設会場（東京都台東区）

主 催：（財）児童健全育成推進財団

内 容：ア 開会宣言

イ 都内・近郊児童館によるワークショップの開催

ウ 協賛・協力企業によるワークショップの開催

エ 小中学生によるパフォーマンス等

オ その他

④全国における取組

北海道から沖縄まで、各自治体等による各種の啓発事業及び行事を実施

⑤こどもの国の取組

ア 「こどもの国春まつり」の開催

期 間：平成21年5月2日（土）～6日（水）

場 所：こどもの国（横浜市青葉区奈良町700）

内 容：(ア) バトントワリング、キャラクターショー（5月3日）〈中央広場〉

(イ) ヒーローと遊ぼう（5月4日）〈中央広場〉

(ウ) あそびの広場（5月5日）〈中央広場〉

(エ) 太鼓演奏会（5月6日）〈中央広場〉

(オ) 工作コーナー（5月2・3・4・6日）〈中央広場〉

(カ) 自然スタンプビンゴ（5月3・4・5・6日）〈正面広場〉

イ こどもの日における無料入園の実施（中学生以下）

ウ 「プレこどもの国春まつり」の開催

期 日：平成21年4月29日（水）

場 所：こどもの国（横浜市青葉区奈良町700）

内 容：(ア) 輪になってたたこう 〈中央広場〉

(イ) 楽器をつくろう 〈中央広場〉

⑥こどもの城の取組

ア 「こどもの城あそびフェスティバル」の開催

期 間：平成21年4月29日（水）～5月6日（水）

場 所：こどもの城（東京都渋谷区神宮前5-53-1）

内 容：(ア)こどもの城ファミリー劇場（5月2日～5日）

(イ)ゴールデンウイーク人形劇フェア（5月3日～6日）

(ウ)キャッスルクエスト（5月2日～6日）

(エ)こども歳時記（4月29日～5月5日）

イ こどもの日における無料入館の実施（18歳未満）

(4) 無料入園等を実施する施設

①「函館市電（北海道函館市）」

こどもの日における乗車無料の実施（小児のみ）

②「大洗わくわく科学館（茨城県東茨城郡大洗町）」

こどもの日における無料入館の実施

③「日本科学未来館（東京都江東区）」

こどもの日における無料入館の実施（18歳以下。常設展のみ）

④「東京国立博物館（東京都台東区）」

5月5日（火）～10日（日）まで特別展「国宝 阿修羅展」の入場無料（中学生以下）

⑤「物流博物館（東京都港区）」

5月5日（火）～10日（日）まで入館無料（小中学生）

⑥「上田電鉄別所線（長野県上田市）」

こどもの日における運賃無料の実施（小学生以下）

⑦「日本平ロープウェイ（静岡市清水区）」

こどもの日における運賃無料の実施（小学生以下）

⑧「梅小路蒸気機関車館（京都市左京区）」

5月5日（火）～10日（日）まで入館無料（4歳～中学生）

⑨「国立民族学博物館（大阪府吹田市）」

こどもの日及び5月中の毎土曜日における入館無料（高校生以下）

⑩「交通科学博物館（大阪市港区）」

5月5日（火）～10日（日）まで入館無料（4歳～中学生）

⑪「六甲ケーブル（神戸市灘区）」

こどもの日における運賃無料の実施（12歳未満）

⑫「奈良国立博物館（奈良県奈良市）」

こどもの日における無料入館の実施（平常展のみ）

- ⑬「奈良文化財研究所 飛鳥資料館（奈良県高市郡明日香村）」
5月7日(木)における「キトラ古墳壁画特別公開」の実施
- ⑭「海の科学館（琴平海洋博物館）（香川県仲多度郡琴平町）」
こどもの日における入館料減免の実施（高校生以下半額）
- ⑮「九州国立博物館（福岡県太宰府市）」
5月5日(火)～10日(日)まで入館無料（平常展のみ）
- ⑯「湯の児スペイン村（熊本県水俣市）」
5月5日(火)～11日(月)まで入場無料

平成21年度「児童福祉週間」実施要領・解説

この解説は、都道府県、市区町村、団体等において、「児童福祉週間」の行事を企画する際の参考資料となるよう作成したものである。

目 次

「児童福祉週間」とは	1
運動項目	
第1 児童福祉の理念の普及	2
第2 家庭における親子のふれあい促進	3
第3 地域における児童健全育成活動の促進	4
第4 児童虐待への適切な対応	5
第5 母と子の健康づくりの推進	6
第6 多様化する保育需要への対応	7
第7 障害のある子ども等に対する理解の促進	8
第8 児童の権利に関する条約の普及啓発	9

「児童福祉週間」とは

- (1) 「児童福祉週間」は、国民の間に児童福祉の理念や制度の周知を図り、国民の児童福祉に対する理解と認識を深めることをねらいとして、昭和22年より、毎年、5月5日の「こどもの日」を中心に、全国的に実施されてきたものである。

子どもや家庭を取り巻く環境は少子化の進行や児童虐待の増加、子どもが犯罪に巻き込まれるなど大きく変化していることから、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに安心・安全・安定して生活の営みができる環境づくりを推進していくことは極めて重要な課題となっている。
- (2) 本年度の「児童福祉週間」標語は「ありがとう つたわるころがうれしいよ（玉田 雄以さん 神奈川県 34歳）」である。

これは、平成20年9月1日から10月15日まで全国募集を実施し、約4,500点の応募作品の中から選定された作品である。
- (3) 「児童福祉週間」の期間は、本年5月5日（火）から5月11日（月）までの1週間としている。ただし、地域の実情によって期間の延長等（5月末日までに限る）を行うことは差し支えない。
- (4) 「児童福祉週間」は、厚生労働省、(社福)全国社会福祉協議会及び（財）こども未来財団が主唱するものである。
- (5) 関係省庁、報道機関、児童福祉団体、社会福祉団体、教育文化団体、青少年団体、女性団体等の関係機関・団体のほか、民間企業等の協力を得て実施する。
- (6) 主な運動項目として、8項目を掲げているが、実施に当たっては、それぞれ次のような点に留意することが望まれる。

第1 児童福祉の理念の普及

少子化の進行や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、不登校、少年非行の問題が深刻化するなど、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している。こうした状況を踏まえ、次世代を担う子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが、極めて重要な国民的課題であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努める。このため、行政のみならず、企業や地域社会と連携し、仕事と生活の調和の実現も含め、社会全体による子育て家庭の支援について、新聞・マスコミ・民間団体、企業等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進する。

- (1) 児童福祉の理念は、児童福祉法第1条第1項に「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない」とうたわれている。
- (2) 次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを積極的に推進するためには、国民一人ひとりが児童福祉の理念を認識するとともに、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現も含めて、家庭のあり方や男女共同による子育て、あるいは企業や地域社会の果たし得る役割等幅広い問題について考え、意見を交わし、これを行動に移していくことが重要である。
- (3) 「児童福祉週間」の行事の企画に際しては、児童福祉の理念をもとに、その普及を図るとともに、幅広く住民の参加が得られるよう、また、これまで以上に子どもの声も反映させながら、地域社会のニーズや状況に応じた行事を行うことが大切である。
- (4) 児童福祉の理念の普及については、これまでも「児童福祉週間」を契機に広報啓発を行ってきたが、新聞・マスコミ・民間団体、企業等の協力を得て、より一層広報啓発することが必要である。

第2 家庭における親子のふれあい促進

子ども自身の不安や悩み、子どもの夢、将来の希望等について、家族で話し合う等親子がふれあう機会を設けるよう啓発するとともに、これらの機会及び情報の提供に努める。

また、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発する。

- (1) 家庭で子どもが健全に育つには、子どもが自分のできることは自分で行ったり、父親も子育てに参加するなど家族の中で責任を分担し合い、支え合う家族関係が必要である。

また、学校教育や地域社会など様々な社会とのかかわりの中で子育ての楽しさを実感し、自らの生命を次世代に伝えはぐくむことや、家庭を築くことの大切さを理解することが必要である。

- (2) 「児童福祉週間」においては、父親の子育て参加を促進するとともに、親子で参加できる行事などを実施することにより、親子がふれあう機会を提供することが必要である。共通の体験を通して親が自らの人生経験や考え方を子どもに伝え、子どもが日頃から感じている不安や悩み、夢、将来の希望について互いに話し合うきっかけとなることが期待される。

また、児童館、保育所、保健センター等で中・高校生が乳幼児と出会い、ふれあう機会を提供し、生命の尊さを実感したり、人への関心や共感を高めるなど、子どもや家庭の大切さについて理解を深めることが必要である。

- (3) 家族そろって一緒に食事をする機会が減少していることから、親子で一緒に料理づくりや食事をする事により、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発することが必要である。

第3 地域における児童健全育成活動の促進

児童館などを利用して子どもに遊びを提供し、子どもが異年齢集団の中で遊んだり、自然の体験学習や社会参加活動を通じて子どもの心の成長や適応力のはぐくみに努めるとともに、これらを支援するボランティアや地域組織の活動を促進する。

また、子どもの健全育成を図るため、「放課後子どもプラン」や「地域子育て支援拠点事業」などの取り組みを推進する。

さらに、青少年の非行・いじめ・自殺の問題や、ひきこもりなどが深刻化していることから、地域での中・高校生の居場所づくりを促進する。

- (1) 少子化が進むことによって、同年代の仲間とかかわる機会が子どもたちから奪われつつある。そして、子どもにとって健全に育ちにくい社会となっている。
- (2) 「児童福祉週間」を契機として、子どもの健全育成が推進されるよう、地域の児童館等が中心となって、子どもの異年齢集団の中における遊びを活性化させるとともに、自然体験の学習や社会参加活動を通じて、子どもの社会性を培うようにすることが望まれる。

さらに、各地の町村・自治会・地域活動連絡協議会（母親クラブ）等の地域組織が、行政、企業、学校等地域の様々な関係機関と連携して、子どもにとっての安全な地域づくりや地域での子育て家庭を支援することが期待される。
- (3) 市町村においては、原則としてすべての小学校区で、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めるため、「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策としての「放課後子どもプラン」の推進や、子育て家庭に対する相談、子育てサークルの育成、子どもと他世代との交流等を行う地域子育て支援拠点事業を推進する必要がある。
- (4) ここ数年、青少年の非行の増加やひきこもりなどが深刻化していることから、地域における中・高校生が地域とかかわり、交流する機会の促進や地域における拠点の確保、居場所づくりの推進をすることが、子どもの健全育成の観点からも重要である。

第4 児童虐待への適切な対応

国・地方自治体・地域の関係機関・住民が力を合わせて、虐待のない社会を目指していく。

また、国民一人ひとりが児童虐待について理解を深めるよう、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図る。

- (1) 虐待により子どもの命が失われるなど、重大な事件が依然として後を絶たない状況であり、虐待問題は社会全体で早急に解決すべき課題であり、「発生予防」「早期発見・早期対応」から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要である。
- (2) そのため、市町村の子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の役割が重要であり、児童相談所や市町村をはじめ、学校、警察、民生委員・児童委員、主任児童委員、医療関係、地域住民等が緊密に連携・協力していくことが必要である。
- (3) また、子どもの虐待を防止するというメッセージが込められたオレンジリボン・キャンペーンは、多くの国民が児童虐待を自らの問題として関心を持ち、社会全体で児童虐待を防止する気運を高める有効な取り組みであり、厚生労働省では、オレンジリボンの普及促進を進めているところである。

このキャンペーンの趣旨には、虐待を受けた子どもの保護・支援対策の充実として、里親委託の推進も含まれており、これらの普及啓発の取り組みについて、相互に連携を図ることが望まれる。地方自治体や関係機関においても、日頃から、職員自らオレンジリボンを身に付ける、研修会や講習会等の場でPRに務めるなど、児童虐待に関する社会的関心の喚起に協力をお願いしているところである。
- (4) 「児童福祉週間」においては、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的なかかわりをもっていただくための意識啓発を図り、社会全体で児童虐待を防止する気運を高めるとともに、虐待のない地域社会づくりを目指すものである。

第5 母と子の健康づくりの推進

母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの出発点であるとの認識に立って、妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診率の向上や母子保健に関する地域活動の推進に努めるほか、市町村保健センター、母子保健センター等において妊産婦及び乳幼児に関する相談の場を設けるよう努める。

- (1) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの出発点である。我が国の母子保健の水準は着実に進展し、乳児死亡率は世界最高の水準に達している。しかしながら、一方で、近年、少子化、核家族化、女性の社会進出等により、子どもを生み育てる環境は大きく変化しており、住民の多様なニーズに対応した母子健康対策の一層の推進を図ることが必要となっている。
- (2) こうした観点から、「児童福祉週間」においては、母と子の健康づくりに関する講習会の開催等、妊産婦や乳幼児の健康診査の受診率を一層向上させるための様々なアイデアを凝らした啓発活動を行うとともに、母子保健推進員や愛育班等の協力を得ながら、一日育児相談や集団指導等を行うことにより、地域における母子保健活動の推進に資することが期待される。
- (3) さらに、家庭や地域における子育てに関する知識が伝承されにくくなってきていることから、地域の子育て経験者による育児相談の開催等、「児童福祉週間」中はもとより、引き続き気軽に相談ができる関係づくりの機会となる催しの開催が期待される。

第6 多様化する保育需要への対応

女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴う保育需要の増大・多様化に対応し、保育所における延長保育や一時預かり事業の充実に努めるとともに、子育ての不安や悩みなどの増加に対し、相談・支援等の活動を通じて地域における子育て支援拠点として保育所等の役割について広報・普及に努める。

- (1) 保育サービスについては女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴って保育需要が増大・多様化してきていることに対応するため、延長保育や一時保育等を「子ども・子育て応援プラン」に位置づけて着実に推進することとしている。
また、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に盛り込まれた視点を踏まえ、保育施設を質・量ともに充実・強化するものとして新待機児童ゼロ作戦を実施することとしている。
- (2) 子育て家庭の育児不安等に対応するため、保育所や子育て支援センター等を活用した地域における母親等に対する相談、仲間づくり、子育て指導を行う地域子育て支援拠点事業を実施するなど、全国に2万か所以上ある保育所が地域における子育て拠点としての役割を担うようその活動の充実、強化を図っていくことが必要である。
- (3) さらに、近年の急速な少子化の進行や、家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、就学前の子どもの多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応できる施設として、平成18年10月に「認定こども園」制度が創設されており、地域の実情に応じてこの制度が十分に活用されることが期待される。
- (4) 「児童福祉週間」においても、保育所で地域住民が参加する行事の開催など様々な交流事業等を行い、多様な機能を持つ開かれた保育所としてのPRを進め、保育所機能の一層の活性化に資することが望まれる。

第7 障害のある子ども等に対する理解の促進

心身に障害のある子どもや発達障害児に対する地域住民一人ひとりの理解を促進するとともに、障害のある子ども等があらゆる活動に参加できるように努める。また、障害のある子どももいない子どももお互いにふれあえる機会を促進する。

- (1) 国の障害者施策については、平成18年に施行された「障害者自立支援法」において、障害があっても地域で安心して暮らせる社会を構築するため、各種の施策を推進するとともに、児童福祉法において、国、地方自治体等が相互に連携を図りながら児童福祉の向上に努めているところ。

また、発達障害児については、平成17年に施行された「発達障害者支援法」に基づき、発達障害者の自立及び社会参加に資するよう、その生活全般にわたる支援体制の整備を進めているところである。

- (2) こうした中、昨年7月に「障害児支援の見直しに関する検討会」において、今後の障害児支援のあるべき姿と、具体的な施策について報告がまとめられ、これを基に、「社会保障審議会障害者部会」においても昨年12月に報告がまとめられたところである。

この見直しの基本的な視点として、「障害のある子どももいない子どもも、様々な子どもが互いのふれあいの中で育っていくことは、障害のある子どもにとってもいない子どもにとっても有益なこと」とされており、こうした視点に立って、今後の制度改正に取り組んでいくこととしている。

- (3) こうした観点から、「児童福祉週間」の行事としては、障害のある子どもが積極的に参加できる機会の提供はもとより、障害のない子どもや地域住民との交流やふれあいを通じて相互の理解を深める契機となることが望まれる。各自治体においては障害児施設をはじめ、地域のさまざまな関係機関・団体等が連携して取り組めるよう広報啓発等をお願いしたい。なお、本年4月に実施される「世界自閉症啓発デー」の内容等も踏まえた取組も期待される。

第8 児童の権利に関する条約の普及啓発

平成6年に批准した「児童の権利に関する条約」の普及に努めるとともに、開発途上国の子どもの健康や栄養増進のための国際協力活動への理解を促進する。

- (1) 平成6年に批准した「児童の権利に関する条約」は、世界のすべての子どもの尊厳と生存、保護、発達などの権利を保障し、子どもが社会の中で自立した責任のある構成員に育つよう援助することを目指したものである。
- (2) 「児童福祉週間」においては、本条約の普及啓発に努めるとともに、21世紀における世界の子どもにも目を向け、開発途上国の子どものパネル展示などを通じて、世界の子どものおかれている現実を認識し、子どもの健康増進や栄養改善のための国際協力活動の必要性について理解を深めることが望まれる。